令和８年度介護報酬改定について
（介護職員等処遇改善加算）

介護職員等処遇改善加算の拡充について

概要

- ✔ 対象となるサービスの追加
- ✔ 対象職種の拡大（介護職員のみ⇒介護従事者）
- ✔ 算定要件・区分の変更（令和８年度特例要件）

対象となるサービスの拡大

従前サービス（令和７年度時点）

- 訪問介護
- 通所介護
- （介護予防）認知症対応型通所介護
- （介護予防）通所リハビリテーション
- （介護予防）短期入所生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護医療院
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 看護小規模多機能型居宅介護
- （介護予防）短期入所療養介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- （介護予防）特定施設入居者生活介護

新設サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅介護支援
- 介護予防支援　　等

対象職種の拡大

介護職員のみ

介護従事者へ







事業所等の判断により事業所内で柔軟な賃金配分を認める

- ✖ 一部の職員に賃金改善を集中させる
- ✖ 同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させる

⇒職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと

算定要件・区分の変更

上乗せの加算区分（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）

介護従事者を対象に賃上げ
月1.0万円（3.3%）

＋

「生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員」を対象に上乗せ措置
月0.7万円（2.4%）

＋

（定期昇給　0.2万）

最大月1.9万円の賃上げ（6.3%）

【上乗せ措置　★令和８年度特例要件★】

ア～ウのいずれの取組を行っていること

ア）訪問、通所サービス等
⇒**ケアプランデータ連携システムに加入**
（※）＋実績報告

イ）施設サービス等
⇒**生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得**
（※）＋実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算申請時では、利用又は取得の**誓約で算定可能とする**

ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること

従前サービスの場合

加算率

【旧】加算区分

加算Ⅰ

加算Ⅱ

加算Ⅲ

加算Ⅳ

【新】加算区分

加算Ⅰ

加算Ⅱ

加算Ⅲ

加算Ⅳ

細分化

加算Ⅰロ・・・上乗せ区分（令和8年度特例要件）
加算Ⅰイ

加算Ⅱロ・・・上乗せ区分（令和8年度特例要件）
加算Ⅱイ

令和８年度特例要件を満たした場合

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件について
処遇改善計画書においての誓約でも算定可能



令和９年３月末までの確実な実施と実績報告

新設サービスの場合

下記のいずれかを満たすことで加算の取得が可能

処遇改善加算Ⅳ相当の要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）

又は

令和８年度特例要件

令和８年度中の対応の誓約でも算定可能

参考資料

〇厚生労働省　介護職員の処遇改善加算：TOP・制度概要

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/

〇介護保険最新情報vol.1479「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和８年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するＱ＆Ａ（第１版）」について

https://www.mhlw.go.jp/content/001674610.pdf